

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、打越地区土地改良事業共同施行が土地改良事業（非補助農地再編整備事業打越地区）を行うことについて令和2年8月27日認可した。

令和2年9月4日

香川県知事 浜 田 恵 造